

忠岡町不育症治療費助成事業のご案内

不育症の検査及び治療に要した保険適応外治療費の一部を助成します。

不育症とは

妊娠はするけれども、流産や死産を繰り返す場合を不育症と呼びます。
一般的には2回以上の流産・死産の既往がある場合を不育症といいます。

助成対象者

次の要件を全て満たす夫婦が助成対象になります。

- (1) 治療開始日に、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚（重婚を除く。）の夫婦（以下、「夫婦」といいます。）であること
※ 事実婚の夫婦が不育症治療の結果、子を出生した場合、必ず認知を行ってください。
- (2) 治療期間中、申請日ともに、忠岡町に住所を有する夫婦であること
- (3) 治療の開始日において、妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 国内の医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療が終了した夫婦であること
- (5) 治療期間中及び申請日において、夫婦いずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること
- (6) 申請日において、忠岡町町民税、忠岡町固定資産税及び忠岡町軽自動車税を滞納していないこと
- (7) 他の地方公共団体が実施する不育症治療費の助成を受けていないこと（大阪府が実施する不育症検査費用助成事業は除きます。）

助成内容

- 助成金額 1年度につき5万円まで
- 助成回数 1年度につき1回（申請日を基準とします。）
1子ごとに通算6回（ただし、出産した又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットすることができます。）

申請方法

治療が終了した日から6か月以内に下記の必要な書類を添えて申請してください。

必要な書類（書類をご用意いただく際にかかった費用は、自己負担となります。）

- (1) 忠岡町不育症治療費助成事業申請（請求）書（様式第1号）
- (2) 忠岡町不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
治療終了後、受診した医療機関で証明を受けてください。
- (3) 医療機関が発行した治療に係る費用の領収書等治療に係る費用の支払いが分かる書類
- (4) 夫婦の健康保険証又は医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であることが分かる書類
健康保険証で治療期間中及び申請日時点で被保険者、組合員又は被扶養者である必要があります。

(5) 振込先を確認できる預金通帳又はキャッシュカード等の写し（申請者名義のもの）

※ 忠岡町町民税、忠岡町固定資産税及び忠岡町軽自動車税の完納を確認できる証明書が必要ですが、同意を頂ける場合は、忠岡町で確認いたします。同意いただけない場合は証明書を提出ください。

◇ 上記のほか、状況に応じて下記の書類が必要になります。

<法律婚の場合>

- ① 法律上婚姻をしている夫婦であることが分かる書類（戸籍謄本、住民票等）
発行3カ月以内のものに限ります。
忠岡町で法律婚を確認できる場合は、不要です。

<事実婚の場合>

- ① 重婚でないことを確認できる書類（両人の戸籍謄本又は戸籍抄本）
発行3カ月以内のものに限ります。
- ② 世帯の状況が確認できる書類（両人の住民票等）
発行3カ月以内のものに限ります。
忠岡町で確認できる場合は、不要です。
- ③ 事実婚関係に関する申出書（様式第3号）
両人が別世帯となっている場合、理由の記載が必要です。
出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。

<助成回数をリセットする場合>

- ① 忠岡町不育症治療助成回数リセット申出書（様式第4号）
- ② 不育症治療費助成を受けた後に出産したことが分かる書類（子の住民票又は戸籍謄本等（忠岡町で確認できる場合は、不要です。）又は妊娠12週以降に死産に至ったことを証する書類（死産届の写し等）

※ その他、状況に応じて書類を求める場合があります。申請をお考えの方は、事前に保健センターにご相談ください。

支給方法

申請内容の審査後、申請者に支給（不支給）決定通知を送付し、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。

不妊・不育の相談窓口

大阪府では、「おおさか性と健康の相談センター」にて、不妊・不育にまつわる相談窓口を開設しています。助産師による電話相談、産婦人科医師による面接相談のほか、当事者の語り合いの場の提供や、様々なテーマでのセミナー等を開催しています。詳細については「おおさか性と健康の相談センターのホームページをご確認ください。

<https://www.funin-osaka.jp>（おおさか性と健康の相談センターホームページ）

申請・お問い合わせ先

忠岡町保健センター（平日9時～17時30分）

〒595-0805

泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL0725-22-1122